

口座を開設されるお客さまへのお願い(個人)

最近テレビや新聞等でも報じられておりますように、振り込み詐欺や架空請求といった銀行の預金口座を悪用した金融犯罪が急増しております。

紀陽銀行では、このような犯罪に悪用される口座開設を防止し、お客さまの大切な資産を金融犯罪から守り、安心してお取引いただくため、口座開設をされるお客さまには下記事項についてお願いをいたしております。

お客さまには、大変ご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の開設は最寄りの支店にてお手続きください

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店でお申し込みください。遠隔の支店で開設される場合は、ご利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

複数の普通預金口座を開設されることはご遠慮ください

すでに紀陽銀行に普通預金口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合は、ご利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

すでにお持ちの口座が、通帳や印鑑等の紛失によりご利用いただけない場合はその旨をお申し出ください。

口座開設申込書の記入欄はすべてご記入ください

すべての事項についてご記入ください。

なお、連絡先としてお勤め先等の住所・電話番号のご記入をお願いする場合があります。

お取引内容をお客さまに確認させていただくことがあります

不自然なお取引が発生した場合は、お取引内容を確認させていただいたり、その口座の利用を停止させていただく場合がございます。



「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、他人になりすましての口座開設や口座の譲渡を目的とした口座開設は禁止されています。刑事罰の対象となることもございます。